

電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン
主な改正箇所一覧

| 頁 | 箇所 | 概要 |
|------------|----------|--|
| 14-15 | 5 (1) ②ア | ・ 移動電気通信役務の提供を受けるために必要な移動端末設備となる電気通信設備に関する考え方の整理 |
| 29, 31, 32 | 5 (3) ②ウ | ・ 「新規契約」を条件とする利益の提供に関する考え方の整理 |
| 43 | 5 (3) ③イ | ・ 将来時点でしか金額が確定しない利益を提供する場合の扱いに関する考え方の整理 |
| 47, 48 | 5 (3) ⑥ア | ・ 不良在庫端末についての利益の提供に関する考え方の整理 |
| 75 | 8 (2) ②エ | ・ 継続利用割引の提供状況報告に関する報告内容の整理 |
| 77 | 8 (2) ③ア | ・ 対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告に関する報告内容の整理 |
| 78 | 8 (2) ③イ | ・ 在庫端末等の購入等を条件とした割引等の提供状況報告に関する報告内容の整理 |